

令和元年10月

鹿児島市内の昭和52年3月以前建築の  
事業用建物または共同住宅をお持ちの方へ

鹿児島市環境局資源循環部  
廃棄物指導課長

### 照明器具のPCB使用安定器に関する調査について（お願い）

日頃から、環境行政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、有害物質であるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用している安定器（照明器具内の「部品」）の法定\* 処分期限が令和3年（2021年）3月31日に迫っているなか、鹿児島市では、PCB使用安定器の保有状況を把握するため、6月に郵送にて標記調査をお願いしておりましたが、現在のところご回答をいただけていないことから、再度お送りさせていただいているところです。

ご多用の折、誠に恐縮ですが、調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、すでにご回答をいただいている場合は、行き違いですのでご容赦ください。

（\*）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

#### 記

#### 1 調査対象

昭和52年3月以前に事業用途を含み建築された建物等

（ビル、店舗、事務所、作業所、倉庫等。店舗付住宅等の個人商店、共同住宅を含む。）

#### 2 調査手順

調査票の記入には、照明器具の確認が必要です。

確認は、別紙 照明器具の調査方法（カラー刷り）に従い、行ってください。

#### 3 回答方法

同封の返信用封筒にて郵送、または電子メール、FAXでご回答ください。

#### 4 回答期限

調査票は令和元年12月27日（金）までに返送してください。

#### 【調査主体・本調査の回答・問合せ先】

鹿児島市 環境局資源循環部廃棄物指導課 PCB担当

郵送：〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

FAX：099-216-1292

メール：haikibutsu@city.kagoshima.lg.jp

TEL：099-216-1289

URL：www.city.kagoshima.lg.jp/haikibutsu/haikibutsu7.html

※電気工事業者の案内、その他技術的事項及び照明器具メーカーへのお問い合わせ等については、**裏面の問合せ先一覧表**でご確認をお願いいたします。